



\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 期限内に納税が困難な場合の制度について

ご存じの方も多いと思いますが、相続税は相続が発生した日から10ヶ月以内に申告と納税を済ませる必要があります。しかし納税額が大きくなると期限内に税金を納めることが難しいケースも出てきます。相続税に限らず国税を期限内に納めることが困難な場合に換価の猶予と納税の猶予という2つの制度があります。今回はその2つの制度についてご紹介します。

### 1. 換価の猶予

#### (1) 概要

換価の猶予とは、国税を一時に納付することにより事業の継続、または生活の維持が困難になると認められる場合に、納税者が[換価の猶予申請書](#)を提出することで原則1年の範囲内で差押え財産の換価(=売却)が猶予される制度をいいます。

#### (2) 差押え財産の換価

[国税通則法](#)より、国税を滞納している納税者について所定の事由に該当することとなった場合には、その財産を差し押さえたのちに売却し、その売却代金をもって滞納している国税に充当する旨が定められています。これを差押え財産の換価といいます。

#### (3) 換価の猶予を受けるための要件

- 国税の一時の納付により、事業の継続または生活の維持が困難となるおそれがあること
- 納税について誠実な意思を有すると認められること
- 納付すべき国税の納期限から6ヶ月以内に換価の猶予申請書の提出があること
- 納付すべき国税について納税の猶予の適用を受けていないこと
- 原則として、猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- 原則として、換価の猶予申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること

#### (4) 担保

猶予金額が100万円を超える場合、原則として担保の提供が必要となります。提供できる担保には国債等の有価証券で税務署長が確実と認めるものや土地・自動車などが挙げられます。ただし猶予金額が100万円以下の場合や猶予期間が3ヶ月以内の場合には担保は必要ありません。

#### (5) 添付書類

猶予金額に応じて申請書に添付する書類が変わります。猶予金額が100万円以下の場合には[財産収支状況書](#)を添付し、猶予金額が100万円を超える場合には、財産収支状況書に代えて[財産目録](#)及び[収支の明細書](#)を添付します。また担保を提供する際には別途[担保提供書](#)の添付が必要となります。

### 2. 納税の猶予

#### (1) 概要

納税者に災害、病気、事業の休廃業などの猶予該当事実により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められる場合や、法定申告期限から1年を経過した日以後に確定した納付すべき国税を一時に納付することができない場合には、納税者が[納税の猶予申請書](#)を提出することで1年の範囲内で納税が猶予される制度をいいます。

#### (2) 納税の猶予を受けるための要件

- 納税者に猶予該当事実があること  
※猶予該当事実とは、震災、風水害などの災害や盗難を受けたこと、本人や親族が病気・負傷したこと、事業の廃止・休止したこと、などの事実をいいます
- 猶予該当事実に基づき、国税を一時に納付することができないと認められること
- 納税の猶予の申請書が提出されていること
- 相当な損失を受けた場合の納税の猶予の適用を受ける場合でないこと
- 原則として、納税の猶予申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること

#### (3) 担保および添付書類

担保の提供、申請書へ添付する書類については上記1と同様です。

### 3. 猶予の効果

猶予が認められると、定められた期間で分割納付することとなり、財産についての換価の処分を受けないこととなります。また延滞利息に該当する延滞税についても申請日から軽減又は免除されます。